平成２６年（フ）第２３９２号
大阪市福島区吉野４丁目26番９号
債務者　山川　謙治
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　道子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１号
和歌山県新宮市元鍛治町１丁目２番地の14
債務者　菊水堂こと　寺澤　孝史
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網　　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月29日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第１２号
和歌山県新宮市元鍛治町１丁目２番地の14
債務者　寺澤　文子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網　　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月29日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１６９号
函館市五稜郭町17番３―302号
債務者　木村　和栄
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９５号
茨城県稲敷郡阿見町中央２丁目５番27号　マイステージ２番館206号
債務者　坂口小百合（旧姓傳田）
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２９号
高知県南国市大埔甲1184番地１　レオパレスシャルマン103号
債務者　中野　勇一
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６４号
高知市朝倉甲303番地17
債務者　小松　直子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３８９号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区30棟303号、旧住所埼玉県久喜市西大輪５丁目17番地10　サンライズマンションＡ―303号
債務者　佐久間智子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５４号
さいたま市岩槻区府内１丁目５番２―203号
債務者　横山　茂樹
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５５号
さいたま市岩槻区府内１丁目５番２―203号
債務者　岡野　勲子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５６７号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地１棟201号
債務者　宍戸　友子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５８４号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―13―409
債務者　金子　英一
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５８８号
埼玉県蓮田市大字根金503番地３
債務者　大澤ひとみ
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６０８号
さいたま市北区土呂町394番地２　コーポ若草Ａ―203
債務者　阿部　　弘
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
埼玉県草加市高砂１丁目11番27号　藤ハイツ202号、旧住所千葉県千葉市中央区松波４丁目18番19号　ベルソフィア101号
債務者　本田すみい（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番６―303号
債務者　山口　義孝
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
埼玉県越谷市西方２丁目９番地５　オルニスガーデニア205
債務者　佐藤　　将
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係